

令和 8 年度経済産業省事後評価実施計画

1. 令和 8 年度経済産業省事後評価実施計画の位置付け

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。令和 5 年 3 月 28 日一部変更。）及び「経済産業省政策評価基本計画」を踏まえて、令和 8 年度経済産業省事後評価実施計画を定める。

2. 記載事項

法第 7 条第 2 項の規定に基づき、計画期間、事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法を以下のとおり定める。

3. 計画期間

令和 8 年度の間とする。

4. 事後評価の対象とする政策及び具体的な事後評価の方法

① 評価対象

事後評価は（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）を対象とし、評価書を作成する。

（ア）経済産業省政策評価基本計画の別紙に掲げる政策（施策）

（イ）経済産業省の所掌に係る租税特別措置等（特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行うものに限る。以下同じ。）に係る政策のうち、「租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 22 年 5 月 28 日政策評価各府省連絡会議了承。平成 25 年 8 月 5 日一部改正。）に基づき評価の必要性の高いもの

（ウ）経済産業省の所掌に係る規制の政策のうち、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承。令和 6 年 3 月 15 日一部改正。）に基づき規制の見直し時期が到来するもの

（エ）経済産業省の所掌に係る公共事業（工業用水道事業）に係る政策のうち、「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」（平成 14 年 4 月 1 日制定。令和 5 年 4 月 28 日一部改正。）に基づき評価の対象となるもの

② 評価方法

政策の所管部局等は、可能な限り定量的な方法で評価を行うことを基本とし、これが難しい場合には客観的な事実等を用いながら評価を行う。